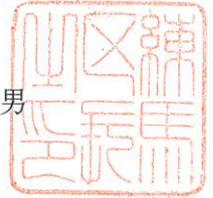


7練広聴整第 617 号
令和 8 年 3 月 5 日

生活者ネットワーク
やない 克子 様
山崎 まりも 様

練馬区長 前川 耀男



2026 年度練馬区予算に対する要望書（回答）

日頃より、区政にご理解、ご協力をいただき真にありがとうございます。
先般、お寄せいただきました要望書について、別紙のとおり回答いたします。

【担当】 区長室 広聴広報課 広聴担当係 石木
電話：03-5984-4501（直通）

1. 男女共同参画に関する政策のみならず、全ての政策において男女平等は求められ、政策の必要性を裏付けるためにデータは不可欠である。

国の第5次男女共同参画計画では、男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計が必要なので各種統計の整備状況を調査し、結果を公表するとしている。さらに、現在審議中の第6次計画の基本的な考え方でも、「政策の立案に際しては、可能な限り男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計、いわゆるジェンダー統計等を活用する」としている。

第6次練馬区男女共同参画計画では、ジェンダー平等に関する情報発信が重要施策に位置付けられ、「アンコンシャスバイアス」についてのコラムも掲載されているのに、ジェンダー統計の必要性について触れられていないのは極めて不十分。ジェンダー統計を徹底し、全ての施策をジェンダー主流化の視点で検討し、ジェンダー統計は公開すること。

また、障害者基礎調査、高齢者基礎調査においても男女別のデータを掲載すべきである。

【回答】

男女共同参画の推進は、自治体として当然に取り組むべき基本的な事項であり、政策形成から実行段階まで区政のあらゆる分野で取組を行っています。第6次練馬区男女共同参画計画では、誰もが性別はもちろん、性別、人種、年齢・働き方、価値観など、人と人との違いを認め合い、自らの希望に沿った生き方を選択できる「一人ひとりが自由に輝くまち」を基本理念としています。こうした考えの下、区民や関係団体の皆様からご意見、ご要望を伺い、区の各種計画の策定や毎年度予算の編成、執行に当たっています。男女共同参画計画の策定に当たっては、人権・男女共同参画に関する意識と労働実態調査を行い、施策の検討や目標および指標の設定の基礎データとしています。毎年度実施状況および指標の達成状況の評価、点検を行い、学識経験者や公募区民で構成される練馬区男女共同参画推進懇談会に報告し意見等をいただき、事業の実施や見直しに反映しています。

なお、障害者基礎調査、高齢者基礎調査については内容に応じて男女別のデータを既に掲載しています。

【担当】 総務部 人権男女共同参画課 男女共同参画担当係 03-5984-4518
福祉部 障害者施策推進課 事業計画係 03-5984-4602
高齢施策担当部 高齢社会対策課 計画係 03-5984-4584

2. 区は、学校や介護、障害福祉などの関係機関、子ども家庭支援センターや総合福祉事

務所、生活サポートセンター等などの相談窓口でも課題を受け止め、子育て、高齢者介護、生活困窮など、複合的な課題に対応できるよう連携して、本人のみならず家庭の状況に応じた支援を行っているとのことだが、それぞれの部署・機関での対応が当事者にとって最適になるためには、区のケアラー支援の基本姿勢が明確になっていることが何より重要であると考えます。

区のトップが代わっても基本姿勢に基づいた施策を推進するために、ケアラー支援条例の制定を検討すること。

【回答】

ケアラーが抱える課題は、家庭の状況により多様であり、本人のみならず家庭の状況に応じた支援を行う必要があり、各家庭が直面する課題の解決を図るためには、具体的できめ細やかな支援を進めることが有効であると考えています。

区では、引き続き学校や介護、障害福祉などの関係機関、子ども家庭支援センターや総合福祉事務所、生活サポートセンター等などの相談窓口でも課題を受け止め、子育て、高齢者介護、障害、生活困窮など、複合的な課題に対応できるよう福祉、子育て、教育などの各部門が連携して取組を行ってまいります。新たにケアラー支援条例を制定する考えはありません。

【担当】 福祉部 管理課 庶務係 03-5984-2706

3. 区は介護保険の保険者として、全国市長会を通じ、自治体の財政負担や被保険者の保険料負担が過度とならないよう国費負担の割合を引き上げることを要望しているとのことだが、引き続き取り組むこと。また、訪問介護の基本報酬を早急に引き上げるよう、強く国に求めること。

4. 2024年度の介護報酬改定により、訪問介護の基本報酬が引き下げられた。この改定は特に地域に根差した小規模の訪問介護事業者の経営に大きな影響を与えている。核家族や共働きが増えるなか、「介護の社会化」はこれまで以上に重要になっている。きめ細やかに利用者のニーズに対応している小規模な訪問介護事業所の危機は「家族介護」への回帰になりかねない。

事業者の経営実態を把握し、区独自の財政支援を検討すること。さらに、小規模事業者に対する財政支援などの経営改善策を国に要望すること。

【3・4回答】

区は、介護保険財政の持続的かつ安定的な運営のため、国に対して保険料の負担が重くならないよう、国費負担割合を引き上げることや、介護人材確保のための処遇改

善などに必要な財政措置を講じるよう求めてきましたが、引き続き全国市長会等を通じて要望していきます。

人材確保の基盤となる介護報酬の改定は、介護職員を十分に確保・処遇できる水準となるよう、制度設計した国の責任において実施すべきものです。介護報酬の設定に必要な介護事業所の経営状況の把握は、介護事業経営実態調査により制度設計を担う国において行っています。区は国に対し、介護報酬の早急な引上げをすでに求めています。また、昨今の物価高騰に対し、区独自に施設等運営支援臨時給付金を大幅に拡充して区内事業所等に支給しています。なお、国は、12月に成立した補正予算の総合経済対策において、医療・介護等支援パッケージとして、報酬改定を待たずに介護分野等の賃上げを支援する事業を実施しています。さらに令和9年度を待たず、令和8年度中に介護報酬改定を前倒しし、+2.03%の改定をする方向で検討が進められています。

【担当】 高齢施策担当部 介護保険課 管理係 03-5984-2863

5. ネットカフェに寝泊まりをしながら不安定就労や離職状態にある方に一時住宅を提供し、生活再建をサポートする「東京チャレンジネット」について、練馬区内の一時住宅を利用したものの定められた期間内に転宅に必要な資金を積み立てることができず、期間を満了して退去、住まいを失い再びネットカフェや寮付きの仕事を転々とされているというケースが少なくない。

期間を迎え転宅に至らず一時住宅から退去する際に、福祉事務所や生活サポートセンターに対して東京チャレンジネットから情報提供を行うなどの連携の仕組みはないと聞いている。

東京都福祉局、東京チャレンジネットとの連携を進め、切れ目のない支援に取り組むこと。

【回答】

生活サポートセンターでは、住居不安定者を東京チャレンジネットへおつなぎした後も、引き続き連絡を取り合い、支援方針を相互に確認しながら支援を継続しています。

そのため、退去時の情報提供に限らず、入居期間中もご本人の状況に応じて関係機関で連携を図りながら支援にあたる体制となっています。

【担当】 福祉部 生活福祉課 自立促進支援係 03-5984-4698

6. 本年3月、練馬区と隣接する西東京市の商業ビル駐車場において、有機フッ素化合物

である PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）を含む泡消火剤が流出する事故が発生した。都が周辺の井戸を調査したところ暫定基準値を超過していないが PFOS および PFAS が検出された。

今後同様の事故を回避するために、PFOS 等を保有している可能性がある事業者に対して、区として、積極的に水質汚濁防止法に基づく届け出義務や都が実施する「PFOS 等含有消火薬剤の転換促進事業」等の周知を徹底すること。

【回答】

PFAS 等の含有泡消火剤を使った消火設備を設置した方向けに、事故発生時の届出方法や都が実施している「PFOS 等含有泡消火薬剤の転換促進事業」について、区ホームページで周知しています。また、都が作成したリーフレットを窓口にて配布しています。

【担当】 環境部 環境課 環境規制係 03-5984-4712

7. 高齢者や障害者など特に配慮が必要な方が避難所で就寝する際の負担を軽減するためにも、断熱性やクッション性に優れた災害時用エアーマットを少なくとも、全避難拠点に、想定備蓄物資一覧に記載されている 700 人に対して少なくとも 1 割の備蓄を求める。

【回答】

高齢者や障害者等、要支援者の割合を勘案し、1 避難拠点あたり 30 台の備蓄を行っています。不足する場合には、協定団体等に要請し、段ボールベッド等の追加調達を行います。

【担当】 危機管理室 防災推進課 防災施設係 03-5984-2602

8. 武蔵野市が携帯トイレを配布した際利用者のアンケートを収集しているように、イベントなどで携帯トイレなど災害用の備品を区が配布した際には、使用した感想などのアンケートをハガキ・SNS など集約することで、携帯トイレの使用方法や個人の備蓄の周知・啓発を促すこと。

【回答】

照姫まつり等で防災備蓄用品を配布する際には、使用方法や備蓄の必要性などの説明に加え、各家庭の備蓄の状況等のアンケートも行い、防災意識の向上に取り組んでいます。

【担当】 危機管理室 区民防災課 区民防災係 03-5984-2601

9. 福祉専門職等が関わらないケースの個別避難計画書の更新について、積極的に周知すること。また、予てから課題になっている避難支援者の不足に対策を講じること。

【回答】

個別避難計画の更新については、区ホームページ等により周知・啓発に努めます。
個別避難計画に定める避難支援者の確保については、区ホームページ等により周知・啓発するとともに、防災会をはじめとする区民防災組織の協力を得て、確保に努めます。

【担当】 福祉部 管理課 福祉防災・システム係 03-5984-1337

10. 想定外の備えとして、避難拠点の備蓄品に粉ミルク、哺乳瓶があると同様に母乳を与える母親に配慮するためにも授乳ケープの備蓄をすすめること。

【回答】

各避難拠点では、要支援者の配慮やプライバシーの確保の視点から、避難スペースとは別の教室などに授乳スペースを確保するなど、女性や妊産婦に配慮した施設利用計画を策定しています。

また来年度、避難所用室内テントの備蓄を充実します。主に要支援者の使用を想定して数量（1避難拠点あたり30張）を算出していますが、授乳時のプライバシー確保への使用も想定しています。

【担当】 危機管理室 防災推進課 防災施設係 03-5984-2602

11. 能登半島地震の際でも、民間団体や自治体所有のトイレトレーラーを活用していた。イベント時の利用など平時の活用も視野に入れて区としてトイレトレーラーの所有を検討すること。

【回答】

トイレトレーラーについては、限られた場所や人への利用になることから、区においては避難拠点に組み立て式の災害用トイレの備蓄を行うことが必要であると考えています。誰もが利用しやすい環境を確保するため、プライバシーや防犯面の確保等に十分配慮された災害用トイレの備蓄を進めています。併せて携帯トイレの備蓄の充実および家庭内備蓄についての啓発に取り組んでいます。

【担当】 危機管理室 防災推進課 防災施設係 03-5984-2602

12. 路線バスやみどりバスの廃止、減便などで区民の生活に影響が出ている。高齢化の進展や生産年齢人口の減少による人手不足など、都市部においても公共交通の課題は深刻である。2026年度策定予定の地域公共交通計画に基づき国に財政支援を求め、区内の公共交通空白地域の解消に取り組むこと。

【回答】

持続可能な交通へと再構築するため、新たな交通手段の導入等を検討し、令和8年度を目途に、従来の計画に代わる、新たな地域公共交通計画を策定します。国や都、交通事業者等と連携し、計画に基づき取組を進めていきます。

【担当】 都市整備部 交通企画課 交通企画担当係 03-5984-1274

13. 自転車駐輪場の2段式ラックは重く、特に女性には上に持ち上げるのが大変。混んでいる時間帯は下の段は空きがないことが多い。機会を捉えて水平で自転車を置いてから上に持ち上げるタイプなど、新しいものに更新することを求める。

【回答】

2段式ラックは、限られた場所でより多くの自転車が駐輪でき、区立自転車駐輪場では特に需要が高い9か所の施設に設置しています。今後、定期的な保守点検の中で不具合が生じた場合には、必要に応じて機材の交換を行います。

【担当】 土木部 交通安全課 交通施設係 03-5984-1996

子ども・若者が希望を持てるまち

14. 区は「大綱や計画に基づく施策を着実に実施することを通して、子どもの権利擁護を図っている」と言うが、それは大人の言い分であり、大綱や計画は普遍的なものではなく、子ども自身が自分たちに権利があることを常に意識する道具にはならない。

現在、十分に子どもの権利が守られていない現状がある。

全ての施策を進める際に全庁的に役職や時間の経過にかかわらず、子どもの権利が守られていくよう、区の「子どもの権利条例」を制定すること。

【回答】

区では、児童の権利に関する条約の理念を踏まえ、子どもの人権を尊重し、子どもの健やかな成長を保障することを基本として、練馬区教育・子育て大綱や練馬区子ども・子育て支援事業計画を策定しています。この大綱や計画に基づく施策を着実に実

施することを通して、子どもの権利擁護を図っています。区条例を制定する考えはありません。

【担当】 こども家庭部 こども施策企画課 こども施策担当係 03-5984-1306

15. 学校はもとより、学校以外でも児童館や区の催しなどで「子どもの権利」について学ぶ場を作ること。

【回答】

区立小中学校では既に、子どもたち自身が自由に考えて話し合う活動や、多様な考えを理解し、認め合うことを重視した指導を行っています。また、児童館運営やこどもまつり、子ども議会等に際し、子どもたちが主体的に考え、活動できる取組を行っており、こうした活動が、子どもが社会の一員であり、権利の主体であることへの理解につながるものと考えています。

【担当】 こども家庭部 こども施策企画課 こども施策担当係 03-5984-1306

16. 子どものSOSを受けとめ、人権擁護、救済のために調査権・勧告権をもつ第三者機関としての子どもの人権オンブズパーソンを設置すること。

【回答】

区は、要保護児童対策地域協議会において、子ども家庭支援センターや保健相談所、保育園、学校、民生・児童委員などの関係機関が直営、民営を問わず支援体制を構築し、連携して子どもの権利を守る取組を行っています。

さらに、子ども家庭支援センターには、弁護士をスーパーバイザーとして配置し、個々のケースに応じて指導、助言を受けています。

このように、区では子どもの権利擁護に関する様々な体制を整えていることから、第三者機関の設置は考えていません。

【担当】 こども家庭部 こども施策企画課 こども施策担当係 03-5984-1306

17. 文京区のb-labのような、Wi-Fiや電源、音楽スタジオを備えるなど、中高生の多様なニーズに応え中高生が自らの興味や関心に基づいて活動できる専用空間を作ること。

【回答】

令和8年4月に開館するみらい青空児童館には、新たに防音の音楽室を整備します。

区立児童館17館では、中高生向け事業の充実を図るとともにWi-Fi環境の整備を進めます。引き続き、中高生タイムの実施を通じて多様なニーズに対応していきます。

【担当】 こども家庭部 子育て支援課 児童館係 03-5984-5827

18. 教員と児童生徒がゆとりをもって向き合える時間を確保していくとのことだったが、改善されたとは言えない状況。

「児童生徒が先生と話したいと思える環境にない」という課題の解決に向けた取り組みを急ぐこと。

【回答】

引き続き、学校における働き方改革の取組を進め、教員と児童生徒がゆとりをもって向き合える時間を確保していきます。

【担当】 教育振興部 教育指導課 指導主事 03-5984-5759

19. 学校が居心地の良い場所となることのヒントとして校内別室の運営を充実させ、研究すること。

【回答】

今年度から校内別室指導支援員を全校に配置しました。引き続き、運営の充実に努めていきます。

【担当】 教育振興部 教育指導課 指導主事 03-5984-5759

20. インクルーシブな運営をしている区立幼稚園の3年保育化を早期に進めること。

【回答】

令和7年6月に練馬区立幼稚園検討委員会を設置し、今後の園児数の推移を踏まえた適正規模に加え、障害児保育や3年保育などのあり方について議論しています。

令和8年度には、検討委員会での検討結果を取りまとめる予定です。この検討結果を基に、3年保育の実施をはじめとする保護者ニーズを考慮し、区立幼稚園の今後の運営に関する方向性を示していきます。

【担当】教育振興部 学務課 幼稚園係 03-5984-1347

21. 今年度、年に一度中学二年生に行われている人権を基盤とした、包括的な性教育は、小学生を含め年齢に応じて継続的に学ぶプログラムとして開発・実施すること。

【回答】

令和6年10月に「練馬区児童生徒への性暴力等防止特別対策委員会」から受けた提言等を踏まえ、令和7年度から、全ての幼児児童生徒を対象に「人権を基盤とした教育プログラム」を実施しています。

今後、アンケート結果や「練馬区児童生徒への性暴力等防止対策評価委員会」からの意見も踏まえ、更なる充実・拡大に努めていきます。

【担当】教育振興部 教育指導課 指導主事 03-5984-5759

22. いまだに校長が差別的行動をとっている事例もある。障害者差別解消法や障害者権利条約が定めている通り「障害」を理由とした差別は許されないこと、学校には「障害」児に合理的配慮を提供する義務があることが現場に周知徹底されていない。教職員にさらなる周知・徹底すること。

【回答】

合理的配慮について、様々な機会を通じて学校へ周知しています。引き続き、研修等の充実を図っていきます。

【担当】教育振興部 教育指導課 指導主事 03-5984-5759

23. 障害児（医療的ケア児含む）が保護者の付き添いや介助なしで学校生活、学校行事に参加できるよう配慮すること。

【回答】

個々の状況に応じて、配慮できるよう努めていきます。

【担当】教育振興部 教育指導課 サポート人材推進係 03-5984-1312

24. 障害当事者および保護者や支援団体の要望については、区の対応が不十分なので丁寧に聞きとり検討すること。

【回答】

引き続き、個々の状況を伺いながら検討できるよう努めていきます。

【担当】教育振興部 教育指導課 サポート人材推進係 03-5984-1312
指導主事 03-5984-5759

25. 学童クラブを利用している医療的ケア児が小学校を卒業した後も本人や保護者が希望する場合、引き続き利用を認めるなど、ニーズに応じた対応を検討すること。

【回答】

学童クラブ（放課後児童健全育成事業）は、小学生を対象とする事業です。中学生の医療的ケア児が療育を必要とする場合は、放課後等デイサービスなどの利用が可能です。

【担当】福祉部 障害者サービス調整担当課 事業者支援係 03-5984-2825
こども家庭部 子育て支援課 特別支援担当係 03-5984-5827

26. 生産者との協働で、可能な限り学校給食に有機無農薬食材を使用することを目的に、まずは「顔を思い浮かべられる、作り手のことがわかって食べる」ことができるよう、生産者と栄養士・調理師・子どもたちがつながる機会をさらに増やすこと。

【回答】

有機栽培作物は栽培に労力やコストを要することなどから、耕作地面積も令和4年時点で全国の耕作地の0.7%となっており、学校給食の需要に恒常的に対応することは困難です。当面は、区内生産物使用の拡充を優先して進めていきます。

小学校の社会科の学習で、農業者の実際の仕事を見学したり、学校に招いて話を聞いたりする活動を通して、農業者とつながる機会を設けています。

また、各学校では、栄養士が調理場で調理をしている場面を写真に撮り児童に紹介したり、献立を活用した食育の授業を行ったりしています。引き続き、給食を活用した食育の推進に努めていきます。

【担当】教育振興部 保健給食課 学校給食係 03-5984-5736
教育指導課 指導主事 03-5984-5759

27. 遺伝子組み換えは表示の仕方が変わったことも合わせて、学校給食では使用しないことをあらためて周知すること。また、ゲノム編集食品についても学校給食では使用しないことを周知すること。

【回答】

各学校給食には、遺伝子組み換え食品およびこれらを原料にした加工品は使用しておらず、その旨を保護者向けパンフレット等で周知しています。また、ゲノム編集食品についても学校給食では使用しておらず、今後も引き続き情報収集に努めます。

【担当】教育振興部 保健給食課 学校給食係 03-5984-5736

28. 学校の教室の最上階の天井のみならず、体育館・窓サッシなどの「断熱対策」を進めること。

【回答】

学校の改築時には、複層ガラス、断熱材、第一種熱交換換気システムを設け、冷暖房効率の向上と省エネに配慮した仕様をしています。

【担当】教育振興部 学校施設課 管理係 03-5984-5723

29. 学校給食の白衣の取扱いなど、「香害」についての相談には個別に対応しているが、問い合わせや苦情が後を絶たない。定期的に見学生徒や保護者への周知を徹底すること。

「日本臨床環境医学会」と「室内環境学会」が全国約1万人の児童生徒を対象に実施した「子どもの『香害』および環境過敏症に関する実態調査」の結果、小中学生の約10%が「香害による体調不良あり」と回答、年代が上がるにつれて増える傾向にあることが明らかになってさらに、約2%は香害のために不登校傾向にあるとのことである。保健調査票に香害を含む化学物質過敏症に関する記述を加え、現場対応の参考とすること。

【回答】

区は、香りへの配慮について、児童生徒や保護者への啓発を進めるため、定期的に学校へ通知を行っています。学校では、啓発チラシや保健だより等を通じて周知を図っています。引き続き、周知に努めていきます。

健康調査票については、養護教諭等からの意見を踏まえ、見直しを行いました。

【担当】 教育振興部 保健給食課 学校保健係 03-5984-5736

自然と共生するまち

30. 公募区民や団体、事業者、学識経験者による会議では、ある程度意見が限られる。無作為抽出の市民会議は「課題そのものを初めて知った」という市民もいて、より新しい視点での多様な意見が期待される。
試行として気候市民会議の開催を検討すること。

【回答】

区は、区内のCO2排出量を2030年度までに2013年度比で46%削減すること目標に、これまで環境審議会において、区民や専門家の意見を伺いながら、省エネや3Rの個別施策を推進してきました。また、練馬区地球温暖化対策地域協議会をはじめ、リサイクルセンターの区民ボランティアなどの意見を伺いながら取り組んでいます。

無作為に抽出した区民からの意見を伺う形式のいわゆる気候市民会議を設置する考えはありませんが、引き続き、地域で主体的に活動する区民や団体との連携、支援を強化しながら取り組みを進めていきます。

【担当】 環境部 環境課 環境企画係 03-5984-1374

31. 東京電力福島第一原発事故から14年になるが、未だに帰還困難区域があり、事故はまだ収束していない。能登半島地震においても原子力発電の災害リスクに対応できていないことが明らかになった。

しかし国の第7次エネルギー基本計画では原発回帰の計画が示されている。

地震が頻発し、南海トラフ地震の起きる可能性が高まっている状況で、原子力発電の再稼働はあり得ない。区民の安全な暮らしに関わるエネルギーについて国任せにせず、電力の大量消費地である東京都の基礎自治体として原子力、石炭火力は2030年にはゼロ、2050年には再生可能エネルギーを100%にするよう求めること。

また、区は区立施設や区立の小中学校への実質再生可能エネルギー100%の導入は一步前進と考えるが、実質再エネには原発や石炭火力も含まれている。今後再生可能エネ

ルギー100%の電力導入に向けて努力すること。さらに原発ゼロ、を掲げ、区民への意識啓発をすすめること。

【回答】

国全体に関わる電源構成については、国のエネルギー政策で取り扱われるものであると考えています。

区立施設等が調達する電力は、安定性、経済性を担保しながら、環境性を確保することが重要です。引き続き、電力市場の状況を注視しつつ、適切に対応していきます。

【担当】 環境部 環境課 環境企画係 03-5984-1374

32. 練馬区役所プラスチック削減指針では「練馬区の事務事業におけるプラスチック削減に関する基本的な事項を定めることにより、区が率先してプラスチックごみの発生を抑制することを目的とする」と示されている。

区が使用する窓あき封筒をすべての部署で紙製に変更するなど、プラスチック削減を徹底すること。また、区が関連する地域の会議やイベントではペットボトルが使われている。職員に対して指針の周知を徹底すること。

【回答】

物品の購入や印刷物の発注に際しては、グリーン購入推進手順書やプラスチック削減指針に基づき、環境への負荷が少ない製品の選択やペットボトルの削減に取り組んでいます。引き続き、周知徹底に努めます。

【担当】 環境部 環境課 事業推進係 03-5984-4702

33. 区立施設の飲料自動販売機は来館者の利便性や災害時の飲料確保等を理由に必要と考えているが、CO2削減の視点で設置数の削減を検討すること。

マイボトル対応給水機は全区立施設に設置するよう引き続き取り組むこと。また、千葉県佐倉市の事例等を参考に、街中の給水スポット設置を検討すること。

【回答】

飲料自動販売機の公募に際しては、募集要項で、ヒートポンプ方式や低GWP・ノンフロン型などの省エネ・環境配慮型とすることや、照明の自動点灯や減光による消費電力削減に努めることを条件としており、既にCO2削減に取り組んでいます。設置数は、施設の特性、利用者のニーズを踏まえた台数とします。

マイボトル用給水スポットは、区役所や区民事務所など 10 施設で 29 か所に設置しています。8 年度は 35 施設 54 か所に拡充します。

【担当】環境部 環境課 地球温暖化対策係 03-5984-4705
総務部 経理用地課 管財係 03-5984-2807

34. 第 4 次一般廃棄物処理基本計画において「レジ袋の削減や過剰包装の抑制など、販売店における簡易包装の促進を呼びかけます」と示している。

第 5 次計画策定に向けて、スーパー等のプラスチック容器包装について、区民意識意向調査等の質問項目として取り上げること。

【回答】

第 5 次一般廃棄物処理基本計画策定に向けて、区民および事業者アンケートを実施しました。区民アンケートでは、容器包装プラスチックおよび製品プラスチックの質問項目を、事業者アンケートでは、プラスチックの処理方法、減量方法について質問項目を設け実施しました。

【担当】環境部 清掃リサイクル課 計画調整係 03-5984-1095

35. 人工芝の素材はプラスチックで、環境汚染の大きな要因となっている。区内施設における人工芝の使用をやめること。

【回答】

区立スポーツ施設においては、日常点検や日々の清掃、人工芝の定期的な張替え等を適切に実施し、人工芝の飛散防止に努めています。

また、流出防止策として、一部施設においては、降雨等の影響により人工芝が側溝へ流出することを防ぐため、側溝ぶたに人工カバーを設置するなどの対策を講じています。

区としては、施設管理者として人工芝を適切に管理することが重要であるとの認識の下、今後も必要な対策を実施していきます。

【担当】地域文化部 スポーツ振興課 施設係 03-5984-4725

36. 学校給食の牛乳は紙パックからびんに戻すよう検討すること。もしできないのであれば、ストローの廃止、または生分解性のストローにし、そのことを周知すること。

【回答】

牛乳瓶については、牛乳メーカーが対応していないため対応が困難です。
ストローについては、環境に配慮したバイオマスストローを使用しています。

【担当】 教育振興部 保健給食課 学校給食係 03-5984-5736

37. 加速する地球温暖化の対策に樹木はCO₂を吸収し、地面は熱を吸収する意味で、見た目ではなく量として重要。無理だからと諦めず、みどり30の目標をめざす意識を区民と共有し、保全に取り組むこと。

【回答】

貴重な財産である豊かなみどりを未来につなぐため、みどりの総合計画を策定し、区民の皆様と共有しながら、樹林地や都市農地の保全、公園や幹線道路の整備等に合わせたみどりのネットワークの形成、区民協働によるみどりを守り育むムーブメントの輪を広げる取組を進めています。

引き続き、計画に基づき、練馬のみどりに満足している区民80%を目指し、取り組んでいきます。

【担当】 環境部 みどり推進課 計画係 03-5984-1659

38. 環境問題に取り組む区民との協働で、子どもたちとともにみどりの保全や生き物調査など、地域での環境学習の場をつくるよう区が支援すること。
また、その一例として、可能な限り樹木名を表記した名札を作成し、樹木に取り付けるよう検討すること。
中里郷土の森のような取組みをさらに広げること。

【回答】

区民団体との協働により管理している憩いの森や緑地では、ねりまの森こどもフェスタなどにおいて、各区民団体が、それぞれの場所の特性に応じた保全活動体験や生き物観察会などを実施しています。

また、森の素材を活用して樹名板を作成し、樹木に取り付けるワークショップなども実施されており、区は、広報や物品貸与などにより、こうした区民団体の取組を支援しています。

今後も区民協働による保全活動や生き物観察会などを充実していきます。

【担当】 環境部 みどり推進課 計画係 03-5984-1659

39. ビル風、コンクリートの反射熱、雨水の川への流れ込みによる増水など、開発優先で自然環境を破壊するようなまちづくりは進めないこと。

【回答】

地域の特性を活かしたまちの将来像を見据え、みどりの維持保全を図りつつ、必要な都市インフラ整備について取り組んでいます。

【担当】 都市整備部 都市計画課 都市計画担当係 03-5984-1534

40. 雨水タンクを現在設置している場所に関しては活用状況を把握し、適切に活用できるように意義も含め助言すること。

【回答】

雨水タンクは、雨水を貯留できるよう雨どいに適切に接続したことを確認したうえで助成を行っています。また、助成制度の案内等を通じて、降雨の際は雨水タンクを事前に空にして雨水を一時貯留していただくことや、植木等の散水および非常時の生活用水における雨水の活用について周知しています。引き続き、雨水タンク等に対する助成制度を通じた活用方法の普及に取り組んでいきます。

【担当】 土木部 計画課 総合治水係 03-5984-2074

大事なことは市民が決める

41. 事業計画等の施策の素案に対するパブリックコメントに寄せられた異論などが、どのように取り扱われ議会に諮るのか、その間の経過の情報を公開すること。

【回答】

日頃から、計画の検討にあたっては区民意識意向調査やアンケート、審議会や懇談会など様々な手法を用いて幅広く意見をお聞きしています。

パブリックコメントでいただいたご意見はすべて精査しています。その検討結果は、区の考え方とその対応状況を6区分に整理してまとめ、計画の案を区議会にお諮りする際にお示ししています。

引き続き丁寧な対応に努めていきます。

【担当】企画部 企画課 企画担当係 03-5984-2448

42. 複雑な社会保障制度の仕組みや働く時のルール等について児童生徒が学ぶ機会をつくり、労働と社会保険の専門家である社会保険労務士会社労士会と連携してすすめること。

【回答】

各学校では、学校の実態やニーズに応じて、外部の専門家と連携を図れるようにしています。様々な外部の専門家と連携を図り、各取組の充実に努めていきます。

【担当】教育振興部 教育指導課 指導主事 03-5984-5759

43. マイナンバーカードの取得は任意であるのに、国民皆保険制度の下、国が健康保険証の発行を停止しマイナ保険証に一元化することは問題である。マイナ保険証に一元化せず、現行の保険証を引き続き更新して使用できるよう国に求めること。

【回答】

マイナ保険証は、その利用により区民の方の健康・医療に関するデータに基づいた、より適切な医療を受けることが可能となります。区は、メリットの多いマイナ保険証の利用を推進するとともに、マイナ保険証を持っていないなど必要な方には資格確認書を交付し、被保険者全員が保険診療を適切に受けられるよう取り組んでいます。国に方針の撤回を求める考えはありません。

【担当】区民部 国保年金課 管理係 03-5984-4551

44. 郵便投票は一定の障害がある・要介護5など対象が限定的である。現行の対象になっていなくても、介助が必要で移動が困難など投票所に行くことができない方は多く、また選挙で投票に行くお年寄りや障害者の負担も大きい。有権者の投票する権利を保障するためにも公職選挙法の郵便投票の利用条件について見直す法改正を国に求めること。また、茨城県知事選や山間部の自治体で導入されている移動期日前投票所（巡回させるバスやタクシーの車内を仮設の投票所に見立た期日前投票所）のような移動期日前投票所の開設を検討すること。

【回答】

郵便等投票の対象の拡大は、要介護3までを対象とするよう、全国市区選挙管理委員会連合会を通して、毎年総務省に要望を行っています。今後も、引き続き要望を行います。

移動期日前投票所は、主に投票所の統廃合により、投票所までの距離が遠くなった選挙人に対する投票機会の確保のために導入されています。区では期日前投票所を7か所、当日投票所を71か所開設しており、一定の投票機会が確保されていることから、移動期日前投票所を開設する考えはありません。

【担当】 選挙管理委員会事務局 情報啓発係 03-5984-1399
庶務係 03-5984-1399

地域から平和を

45. 憲法や平和について教科の中だけでなく、あらゆる場において学び、意識する機会をつくること。

【回答】

区では、毎年5月3日の憲法記念日に寄せて区報に基本的人権の尊重について掲載しています。また、毎年発行している女性手帳にも基本的人権に係る日本国憲法の抜粋を掲載するなど、憲法の理念の実現に努めています。平和憲法の理念については、非核都市練馬区宣言を行うとともに、平和祈念コンサートやパネル展示などを実施しています。平和憲法への理解が深まるよう、引き続き平和推進事業を実施していきます。

小中学校の社会科の学習では、「平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養うこと」を目標としており、憲法や平和について教科の中で学んでいる他、校長による全校朝会での話や外部講師を招いた平和に関する講話など、様々な機会を通じて憲法や平和について考える機会を設けています。

【担当】 総務部 人権・男女共同参画課 人権啓発担当係 03-5984-1452
教育振興部 教育指導課 指導主事 03-5984-5759

46. 愛国心は強制されて育つものではないので、式典などで国旗に対する礼や国家斉唱を強制しないこと。

【回答】

国旗・国歌の扱いについては、公教育を進める立場として、学習指導要領の趣旨に基づいて今後も指導していきます。また、式典での国旗の掲揚および国歌の斉唱については、「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について（通達）」（平成15年10月23日 東京都教育委員会）および「入学式、卒業式等における国旗掲揚および国歌斉唱に関する実施指針」を踏まえて取り扱います。

【担当】 教育振興部 教育指導課 指導主事 03-5984-5759

47. 多くの区民が集まる場で「非核都市練馬区宣言」を共有することは重要。平和記念コンサートで宣言を読み上げる、宣言を掲げてある場所の周知など、積極的に反戦平和を発信すること。

【回答】

平和祈念コンサートは、参加者のアンケート結果を踏まえ、限られた時間の中で多くの方々に平和の大切さについて考えるきっかけとなるよう、戦時体験の講話とコンサートをメインに据えた構成とし、工夫しながら実施しています。また、コンサート当日に、会場に設置してある「非核都市練馬区宣言」のパネルを御覧いただくよう案内しています。

現時点で、新たに同宣言をコンサートで読み上げる予定はありません。引き続き、区民の皆様のアンケート結果等を参考に事業を進めていきます。

【担当】 総務部 総務課 総務係 03-5984-2600

東京都社会保険労務士政治連盟練馬支部

※ 要望内容は要約しています。

1. ネリマビジネスサポートセンターの報酬の引き上げをお願いします。

ネリマビジネスサポートセンターは地域の起業・創業支援を担い、社労士は労務管理や人材確保など専門的相談を通じて企業運営を支援しています。しかし、報酬は約10年間据え置かれており、専門性の重要性が増す中、物価上昇や賃上げの流れを踏まえ報酬見直しと職務に専念できる環境整備を求めています。

【回答】

相談員の報酬については、物価高騰や社会情勢の変化、他区の状況等を踏まえ、令和8年度から引き上げます。

【担当】産業経済部 経済課 庶務係 03-5984-2672

2. 社労士成年後見人のご活用をお願いします。

練馬区では高齢者や認知症、障害者の増加に伴い成年後見制度の必要性が高まっていますが、専門職不足が懸念されています。社会保険労務士は成年後見を社会貢献の柱とし、セミナーや相談対応を行っています。東京都社労士会は専門職後見人の養成や厳格な体制を整備し、練馬区への協力も可能です。今後、地元での支援強化や法人後見も検討しており、勉強会講師や成年後見人として社労士の積極的な活用をお願いいたします。

【回答】

被後見人の状況に応じて、社会保険労務士を成年後見人等候補者として紹介しています。また、権利擁護センターが実施する研修等で、テーマに応じて社会保険労務士の講義を実施しています。

【担当】福祉部 管理課 地域福祉係 03-5984-2716

3. 労務環境調査の委託契約金額の見直しに加え、入札から指定の開始前までの民間事業者等の簡易な労務環境調査を実施してください。

練馬区は平成 22 年度から指定管理者に対し労務環境調査を実施しており、令和 7 年度で 15 回目となります。調査は、労働基準法などの法令に基づき勤務条件や労務管理の適正性を確認し、必要に応じ改善を促すものです。働き方改革関連法の施行により、指定管理者の労務環境確認と法令遵守の把握は行政にとって重要性が増し、調査の役割は一層高まっています。

弊会は練馬区から委託される労務環境調査で、法改正に対応した多数の項目を精緻に調査・報告し、区職員向け勉強会や改善策の検証も実施しています。調査は 1 件あたり約 100 時間を要し、現行報酬は約 19 万円と低額で、物価高騰により厳しい状況です。

令和 8 年度以降は、報酬を基本 20 万円（税別）に引き上げ、施設数に応じた加算を要望します。また、勉強会報酬の引き上げ、報告書提出後、所管課からの改善策に関する助言依頼に伴うフォローアップ費用の計上、入札（選定）段階での簡易調査導入も検討をお願いします。

【回答】

指定管理者 1 団体あたりの基本報酬額は、令和 7 年度から 3 万円増額し、20 万円としました。

各指定管理者における施設数に応じて委託料を決めることは困難であるため、1団体あたりの基本報酬額を積み上げ、総価契約として委託しています。なお、令和8年度からはフォローアップの予算を計上します。

労働関係法規の研修については内容および開催方法を見直すため、令和8年度は開催を見送る予定です。

指定管理者の選定にあたっては、労働関係法令を含む法令等の遵守に対する団体の取組を審査しています。簡易調査の実施については、他自治体の状況を注視していきます。

【担当】総務部 経理用地課 管理係 03-5984-2801

4. サンライフ練馬の大規模改修に伴うに労働相談事業について

現在、サンライフ練馬で週1回の労働相談を実施していますが、大規模改修に伴い代替施設として現時点では勤労福祉会館が候補となり、相談回数を週2回に増やす案も検討されています。人員体制準備のため、方針を早めに示していただければ幸いです。

また、代替施設では練馬区全域対応のためWEB会議システム導入を検討してください。その際、個人情報保護の観点から、専用アカウントとPCの確保も併せてご検討ください。

【回答】

労働相談は、サンライフ練馬および勤労福祉会館で継続実施します。サンライフ練馬の廃止後も、労働相談のニーズに対応するため、社会保険労務士による労働相談事業は必要であると考えています。勤労福祉会館の相談状況を踏まえ、検討していきます。

【担当】産業経済部 経済課 庶務係 03-5984-2672

5. 年金の日の年金相談会について

社労士会練馬支部は、練馬区役所で毎年「年金の日」に無料年金相談を実施し、本年度4年目を迎えます。これまで試行的に報酬なしで対応してきましたが、継続的な実施には費用負担が課題です。今後は、必要人員（4～8名）に応じた有報酬化、または費用助成の検討・決定をお願い申し上げます。

【回答】

「年金の日」の年金相談会は、区民の年金に係る幅広い疑問や不安の解消に寄与していると認識しています。費用助成等を行う考えはありませんが、会場確保や広報に引き続き協力していきます。

【担当】区民部 国保年金課 管理係 03-5984-4551

練馬区小学校PTA 連合協議会

※ 要望内容は要約しています。

1. 小学校普通教室における環境改善に関する要望

近年の異常高温により小学校教室の室温が30℃を超え、児童の健康や学習環境に深刻な影響が出ています。文科省基準（18～28℃）を大きく上回る状況が続き、保護者からも不安の声が寄せられています。空調設備は整備されつつありますが、断熱性や日射遮蔽、換気との連動が不十分な学校もあり、児童・教職員双方に影響を及ぼしています。抜本的かつ計画的な環境改善が急務であり、以下の内容について令和8年度教育関連予算への反映を強く要望します。

①全区立小学校における教室内温熱環境の実態調査の継続と拡充

- ・ 温度、湿度、CO2濃度、WBGT（暑さ指数）などの包括的なモニタリングの実施と公表

②断熱・遮熱改修の段階的導入

- ・ 窓ガラスへの高断熱フィルムの施工等々の対応
- ・ 日射遮蔽対策（ブラインド、シェード等）の整備
- ・ 天井および壁への断熱材強化

③空調設備の最適化と換気機能の連携強化

- ・ エアコン設備の改修及び新設の実施
- ・ エアコン運用ガイドラインの整備と徹底
- ・ 換気装置の適正稼働と空気循環の改善（空気清浄機の設置含む）

④保護者・地域と連携した情報共有と意識啓発—環境改善の進捗や効果についての周知

- ・ PTAや地域団体との協働による環境づくりの促進

【回答】

① 令和6年度は小学校、令和7年度は中学校で教室の室温測定を行い、30℃以上の教室数や各階の分布状況などを調査しました。調査結果については、様々な機会を捉えて公表しています。

- ② 学校の改築時には、複層ガラス、断熱材、第一種熱交換換気システムを設け、冷暖房効率の向上と省エネに配慮した仕様をしています。石神井南中の長寿命化改修では、屋上に断熱シート設置工事を行い、その効果を検証していきます。
- ③ 令和7年度から9年度までの3か年で、普通教室の空調更新を進めるほか、中学校の全ての武道場に空調機を設置します。学校の改築時には、複層ガラス、断熱材、第一種熱交換換気システムを設け、冷暖房効率の向上と省エネに配慮した仕様をしています。
- ④ 教室の暑さ対策や防犯カメラの設置等による安全対策、タブレットを活用したICT教育の展開など、児童生徒の教育環境を向上させるとともに、学校評議員や学校運営協議会の推進など保護者の皆様との協働による学校運営を進めています。
- こうした取組は、学校だよりや教育だよりをはじめ、様々な媒体や機会を捉え、保護者や地域の皆様に周知しています。

【担当】①②③について 教育振興部 学校施設課 管理係 03-5984-5723
④について 教育振興部 教育指導課 指導主事 03-5984-5759

2. 児童の健全な発育と食育の推進に向けた学校給食の質的向上に関する要望

学校給食は栄養補給だけでなく食育の場として重要であり、共働き世帯の増加により給食が子どもの主要な栄養源となるケースも増えています。しかし、物価高騰や人件費上昇、アレルギー対応など運営課題が深刻化しており、安心・安全な給食を継続するには区の支援と予算措置が不可欠です。令和8年度教育関連予算への反映を強く要望します。

- ① 物価高騰 の対応としての給食費支援の継続・拡充
- ・ 食材費の高騰に対する調理現場、栄養士の予算的手当
 - ・ 給食無償化制度の継続
 - ・ 練馬区における学校給食の実態の周知
- ② 給食の栄養価・安全性の維持・向上
- ・ 地産地消の推進(練馬産野菜等の積極的活用)
 - ・ 食品添加物や加工品の見直し、手づくり調理の推進
 - ・ アレルギー対応や多様な食文化の配慮体制強化
- ③ 食育と連動した教育的活用の推進
- ・ 学校内の食育授業との連携
 - ・ 調理場・献立表・地元農家等の情報公開による児童の学びの深化
- ④ 調理施設および人材確保 の予算措置
- ・ 給食センター・校内調理室の老朽化対策・衛生管理の更新
 - ・ 調理員・栄養士・配送スタッフの人件費確保と処遇改善

【回答】

- ① 学校給食費については、物価上昇率等を考慮し、設定しています。
国や都の補助制度を活用し、学校給食費の全面無償化を実施します。
区の学校給食費については、毎年、区ホームページで公表しています。
- ② 子どもたちに旬の区内産農産物を楽しんでもらうため、一斉給食として提供しています。食品添加物等には十分配慮し、手作りによる調理を実施しています。また、アレルギーや多文化対応については、引き続き学校と協議しながら必要な対策を講じていきます。
- ③ 各学校では、栄養士が調理場で調理をしている場面を写真に撮り児童に紹介したり、献立を活用した食育の授業を行ったりしています。引き続き、給食を活用した食育の推進に努めていきます。
- ④ 引き続き、給食室の機器の計画的な老朽化更新に取り組んでいきます。また、衛生管理の徹底に向けた指導・助言を継続するほか、必要な人員の確保に向け、近年の質上げの動向などを踏まえ、必要な予算を確保していきます。

【担当】①②④について 教育振興部 保健給食課 学校給食係 03-5984-5736

③について 教育指導課 指導主事 03-5984-5759

3. 小学校教員の勤務環境改善と教育活動支援に関する要望

学校現場では教員の長時間勤務や業務過多、人材不足が深刻化し、特に小学校では授業に加え生活指導や保護者対応など多岐にわたる業務を少人数で担っており、心身の疲弊が懸念されています。この状況では子どもに寄り添う教育の継続が困難であり、教育の質を維持・向上するためには、練馬区による支援と予算措置が不可欠です。令和8年度教育関連予算への反映を強く要望します。

- ① 教員の業務負担軽減に向けた支援の拡充
 - ・ 校務支援員(事務補助・書類処理担当等)の増員・安定配置
 - ・ ICT支援員の増員及び継続的配置と現場教員への研修支援
 - ・ 校務用システムの利便性改善およびICT導入支援予算の確保
- ② 教員加配および人的支援体制の強化
 - ・ 特別支援学級・日本語指導・不登校支援等に対する加配措置の拡充
 - ・ 外部専門員(スクールソーシャルワーカー、カウンセラー等)の活用推進
 - ・ 非常勤講師の確保に向けた待遇改善や人材育成支援
- ③ 学校内外連携の促進による負担分散
 - ・ PTA・地域ボランティアとの役割分担の明確化と調整支援
 - ・ 行事運営・放課後活動への外部委託や地域協力の促進
- ④ 教員のメンタルヘルス・働き方改革支援
 - ・ 教職員の相談窓口・心身ケア体制の拡充

【回答】

- ① 教員が行う授業準備等の業務を補助するスクール・サポート・スタッフについては、令和3年度から全校に配置しており、その後、いわゆる大規模校や時間外労働が常態化している学校には複数配置を実施しています。ICT支援員は、国の水準（4校あたり1人配置）を満たしており、現在の配置人数は妥当と考えています。ICT支援員による支援について、令和7年度からは「駆けつけ訪問」を追加し、各校の状況に応じた支援を実施しています。引き続き、学校のICT機器の導入・更新等に必要予算を確保していきます。校務用パソコンについては、Wi-Fi対応のモバイルパソコンに更新するなど、利便性の向上を図っています。
- ② 令和6年度から都のインクルーシブ教育支援員配置補助事業を活用し、主に特別支援学級の学校生活支援員の配置強化を図っています。また、特に日本語指導が必要な児童生徒が多い学校に対し、日本語指導教師を加配しています。スクールソーシャルワーカーは、令和5年度に4人増員し、令和6年度には常勤の統括スクールソーシャルワーカーを配置し、学校、関係機関と連携した支援ができるよう体制を強化しました。スクールカウンセラーはすべての区立小中学校に配置しています。スクールカウンセラーが勤務しない日には心のふれあい相談員を配置し、スクールカウンセラーの職務を補完しています。非常勤講師は都費での採用となるため、処遇改善を都に要望していきます。育成支援については、都で行われる研修を周知するとともに、各学校において授業力の向上等が図られるよう、校内体制の充実に努めていきます。
- ③ 学校での教育活動におけるPTAや地域ボランティアの役割を明確にし、引き続き子供たちの育成に努めていきます。行事や放課後の活動についても、地域の方々の協力を得るとともに、外部委託等についても検討していきます。
- ④ 教員のメンタルヘルスについては、東京都教育委員会が教員向けのメンタルヘルス事業に取り組んでおり、本制度を全ての教員に周知しています。令和3年9月に出勤管理システムを導入し、教職員の勤務実態を把握しています。今後も、令和7年3月に改定した「働き方改革推進プラン」に基づき、全ての教員の超過勤務が月45時間以内になることを目標に、様々な改革に取り組んでいきます。

【担当】①～④について教育振興部 教育指導課 教職員係 03-5984-5749
 サポート人材推進係 03-5984-1312
 指導主事 03-5984-5759
 ①のみ 教育振興部 教育施策課 教育ICT環境整備係 03-5984-1065
 ②のみ 教育振興部 学校教育支援センター 学校支援係 03-6385-9911

※ 要望内容は要約しています。

1. 「練馬区産後ケア事業」の拡充を希望する。

- ① 利用回数について状況に応じ母親が選択できるよう検討されたい。
- ② 土日や年末年始の対応での加算を検討されたい。
- ③ 事業者補助をされたい。

【回答】

利用者アンケートや事業者からの意見を伺うとともに、国や都の動向も注視しながら、適正な利用上限回数の検討を図ります。

産後ケア事業は、利用者の利用日に関わらず、同一のサービスに対して同一の委託料としているため、土日等の委託料の加算は困難ですが、緊急で産後ケアを行った際や支援の必要性の高い方を受け入れた場合は、対応した内容に応じて別途加算しています。その他必要に応じてサービス提供体制の充実に取り組みます。

【担当】健康部 健康推進課 母子保健係 03-5984-4621

2. 「産婦健康診査事業」の拡充を希望する。

- ① 練馬区での早期の実現
- ② 委託医療機関等として区内助産所の承認

【回答】

令和8年10月から、都内共通受診方式により産婦健康診査事業を導入します。都内医療機関や助産所を委託医療機関等として実施します。

【担当】健康部 健康推進課 母子保健係 03-5984-4621

3. 「子育てスタート応援券」の拡充を希望する。

- ① 自己負担額の軽減のため、運用枚数や1回使用枚数の見直し。区補助額の増額の検討
- ② 電子システム化の検討

【回答】

平成26年度に、助産師ケアなど対象事業を拡大しました。補助額の増額は困難ですが、枚数等の運用については、令和9年度の電子化に合わせ検討していきます。電子化については、利用者、事業者双方に使いやすいものとなるよう、令和8年度から子育てスタート応援券のシステム構築を進めます。

【担当】 こども家庭部 在宅育児支援担当課 子育て事業係 03-5984-5673

4. 練馬区の母子保健業務の助産師の活用と、母子保健業務に関わる賃金の増額をされたい。

- ① 練馬区母子保健業務での助産師の活用
- ② 母子保健業務に関わる賃金の増額

【回答】

赤ちゃん準備教室やこんにちは赤ちゃん訪問、乳幼児健診、各種講座等において、今後も助産師と連携しながら継続して事業を実施します。なお、母子の健康上のリスクが高い方など、一部事業においては、支援機関と連携したサポートも必要となるため、引き続き区の保健師が対応し必要な機関と連携を図っていきます。

令和8年度から助産師など母子保健業務に従事いただく方の報償費を増額します。また、こんにちは赤ちゃん訪問事業についても、業務量の増加等を踏まえ、委託料を増額します。

【担当】 健康部 健康推進課 母子保健係 03-5984-4621

5. 「生命の安全教育(文部科学省)」「いのちの授業(全区立中学第2学年対象)」の充実を希望する。

【回答】

令和6年10月に「練馬区児童生徒への性暴力等防止特別対策委員会」から受けた提言等を踏まえ、令和7年度から、全ての幼児児童生徒を対象に「人権を基盤とした教育プログラム」を実施しています。

今後、アンケート結果や「練馬区児童生徒への性暴力等防止対策評価委員会」からの意見も踏まえ、更なる充実・拡大に努めていきます。

【担当】 教育振興部 教育指導課 指導主事 03-5984-5759

6. 母子の災害対策面での連携について検討されたい。

- ① 災害時の母子支援に助産師を活用されたい、そのための協定の整備を希望する。
- ② 協定の内容:支援活動の発動条件、支援内容、報酬、保険、移動手段の確保など。

【回答】

災害時の支援協力体制について、助産師会と協議していきます。

【担当】健康部 健康推進課 母子保健係 03-5984-4621

練馬区聴覚障害者協会

※ 要望内容は要約しています。

1. 手話通訳者派遣事業を改善してください。

手話通訳は聴覚障害者の権利行使や安全確保に不可欠であり、専門性の高い職種です。練馬区では謝金増額に感謝しますが、現行報酬は実態に見合っておらず、交通費も自己負担です。深夜早朝対応や緊急搬送時の通訳は命に関わる重要業務であり、割増報酬と交通費補填を要望します。また、映像配信通訳は負担が大きいため、配信期間に応じた報酬設定も必要です。社会保障や待遇改善を含め、報酬引き上げと交通費支給をご検討ください。

- ① 月2回まで、6時間/日までという利用制限を撤廃してください。
- ② 交通費の実費を支給してください。緊急時、深夜早朝のタクシー代を実費支給してください。
- ③ 夜間・祝日の謝金を、通常の謝金とは別に設定し支給してください。
- ④ 映像配信通訳に特化した研修を通常の研修とは別枠で複数回実施してください。
- ⑤ 映像配信通訳は映像配信期間に応じた報酬を支給してください。
- ⑥ 練馬区登録手話通訳者の新人向けの研修を複数回実施してください。

【回答】

手話通訳者の人数が限られるなか、行政手続や通院といった生活に不可欠な利用については、利用回数を制限していません。その他の利用は、多くの聴覚障害の方が利用できるよう、一定の制限を設けています。

長時間の通訳は、手話通訳者の負担が大きいため6時間までとしています。ただし、やむを得ない事情がある場合で、手話通訳者が交代して対応できる場合は、柔軟に対応していますので、ご相談ください。

手話通訳者の報酬および交通費については、制度の運用状況を踏まえ検討していきます。

研修の内容や回数は、実施状況や受講者のニーズを踏まえて検討していきます。

2. 手話通訳者設置事業を拡充してください。

現在、設置手話通訳者は雇用契約がなく、有償ボランティアのような不安定な状況で働いており、生活が成り立たず専門人材の確保が困難になる恐れがあります。派遣通訳と異なり休憩が取れず、心身負担やサービス残業、交通費自己負担など問題が深刻です。さらに、設置通訳者は継続的な支援や職員との連携など高度な業務を担っており、常時設置と安定した雇用環境が必要です。以上を踏まえ、会計年度任用職員または契約職員としての雇用を強く要望します。

- ① 雇用契約を締結して身分を保障してください。交通費及び残業代を支給してください。
- ② 区役所本庁舎と光が丘総合福祉事務所は手話通訳者を2人以上設置してください。
- ③ 全ての総合福祉事務所において手話通訳者を毎日設置してください。
- ④ 手話通訳設置がないときに使う全ての部署に（タブレットを）おいてほしい。
- ⑤ タブレットの使い方を職員に研修してほしい。

【回答】

設置通訳者を雇用する予定はありませんが、今後も高い専門性を持つ人材の確保を図っていきます。

手話通訳者の報酬には交通費を含んだ額を支給しています。

手話通訳者の設置と併せ、タブレット端末を活用した遠隔手話通訳事業を実施しています。両制度により、区の窓口において手話通訳を利用できる環境を整備しています。

タブレット端末の設置場所は順次拡大しています。また、未設置の窓口についても、遠隔手話通訳事業の利用希望者が来所されれば、部署間で調整し利用していただけるよう対応しています。

新たにタブレット端末を設置する部署については、研修等を通じて職員の習熟度を高めます。

なお、電話代理支援サービスを令和7年11月11日から開始いたしましたので併せてご活用ください。

3. 遠隔手話サービスの見直しをしてください。

手話通訳は聴覚障害者のプライバシー保護は不可欠ですが、医療や金融など命や財産

に関わる場面では遠隔ではなく対面通訳を継続してください。

高齢聴覚障害者にも配慮し、窓口での対面通訳を確保することが重要です。遠隔通訳は区役所本庁舎等に専用ブースを設置し、練馬区登録通訳者が対応できる体制を整えてください。

また、休日急患診療所などタブレット未設置施設に設置を進め、QRコードによる遠隔通訳サービスや電話代理支援サービスを導入してください。さらに、タブレットの複数台設置と職員への操作周知を徹底し、待ち時間や利用困難を解消してください。

- ① 練馬区登録手話通訳者に、遠隔設置通訳業務を担当させてください。
- ② タブレットが未設置のところに QR コードで遠隔手話通訳サービス(※東京都導入済)を利用できるように契約してください。
- ③ 土日祝や夜間でも時間外窓口・休日急患診療所等でタブレットの利用ができるようにしてください。
- ④ 区役所等に自宅等から電話で問い合わせられる電話代理支援サービス(※東京都導入済)を導入してください。
- ⑤ 同時に複数の人が遠隔通訳を利用できるようにタブレットを複数用意してください。

【回答】

遠隔手話通訳事業は、障害者の意思疎通支援の充実を図る取組の一つとして実施しています。引き続き、利用可能な窓口や時間帯の拡大等、利用環境の整備について検討していきます。

遠隔手話通訳事業における手話通訳者の選定は当該事業を受託した事業者が決定することですが、遠隔手話通訳を利用した際に聴覚障害者等と区職員との間で意思疎通が確実に図られるよう受託事業者に要望していきます。

なお、電話代理支援サービスは、令和7年11月11日から開始いたしました。

【担当】 福祉部 障害者サービス調整担当課 障害調整係 03-5984-1456

4. 投票所に手話通訳者を用意してください。

期日前投票所では遠隔通訳タブレットが見当たらず案内も不十分でした。遠隔通訳に頼るのではなく、手話通訳者を直接配置してください。当日投票所では受付で対応せず別室案内された事例があり、受付で遠隔通訳タブレットや QR コードを利用できるようにしてください。また、コミュニケーションボードの設置も必要です。さらに、投票所の案内は文章だけでなく、絵や図を用いてわかりやすく掲示してください。

- ① 期日前投票所に手話通訳者を配置して、意思疎通を図りやすくしてください。
- ② 当日投票所の受付で遠隔通訳(タブレット及び QR コード)やコミュニケーションボード等の対応をしてください。

- ③ 投票所での様々な説明等の周知案内板は文章だけではなく、絵も活用して掲示してください。

【回答】

期日前投票所および当日投票所では、遠隔手話通訳サービスやコミュニケーションボード等を活用しています。また、各世帯に送付する選挙のお知らせ等で、手話通訳・要約筆記派遣事業の周知を行っています。手話通訳者の人数に限りがあることから、投票所等に配置することは困難です。

投票所の掲示物は、掲示位置の工夫やイラストの活用など、工夫を凝らしています。

【担当】 選挙管理委員会事務局 庶務係 03-5984-1399

5. 手話言語を区民に身近なものとし、手話言語が第一言語である聴覚障害者が楽しめる(仮称)手話カフェを練馬区の公共施設に開設してください。

2022年6月に「練馬区障害者の意思疎通の促進と手話言語の普及に関する条例」を制定し、施行しました。この条例制定において手話言語は、独自の文化を持った独立した言語としてとらえております。手話言語を区民の日常生活に身近なものとするため、また、手話言語が第一言語である聴覚障害者が安心して交流できる場所の確保、そして、障害のあるなしに関わらず共に生きる地域共生社会を目指す取り組みとして、練馬区の公共施設(障害者地域生活支援センターや中村橋区民センター、光が丘区民センター等)に(仮称)手話カフェを月1回でもいいので開設してください。

【回答】

障害者の意思疎通支援の充実ならびに社会参加の促進を目的に、令和5年度に「手話カフェ」を開催しました。今後も当事者の声を伺いながら、回数も含め街かどケアカフェの活用など事業の充実を検討していきます。

【担当】 福祉部 障害者サービス調整担当課 心身障害者福祉センター 03-5984-1496

6. 聴覚障害者向け老人ホーム・グループホーム・デイサービスの提供並びに高齢者施設・総合福祉事務所職員への研修を行ってください。

高齢聴覚障害者は老老介護を強いられている世帯があり、一人暮らしの高齢聴覚障害者は、急病になったときに外部助けを求めることが困難であり、食事や話し相手がいなくて孤独感を感じている人も少なくありません。

- ① 老人ホームに聴覚障害者枠を設けてください。

7. 手話言語・聴覚障害者への理解を深める研修を区・委託事業者の全職員を対象に複数回実施してください。

聴覚障害者には多様な背景があり、一括りにできません。障害者差別解消法や東京都障害者差別解消条例では合理的配慮と手話の言語としての認識が求められています。手話の普及と理解促進のため、区職員だけでなく委託事業者も含めた全職員に研修を実施してください。さらに、eラーニングによる実践的な手話研修も実施してください。

【回答】

障害への理解を深めるため、毎年、全職員を対象としたeラーニング研修を実施しています。また、管理職研修や新任研修でも障害をテーマに、学びを深めています。

さらに、希望する職員や委託事業者を対象に、障害種別等に応じた研修を実施しています。

引き続き、障害理解の促進に努めていきます。

【担当】 福祉部 障害者施策推進課 事業計画係 03-5984-4602

人事戦略担当部 人材育成課 能力開発係 03-3993-3286

8. 聴覚障害者への災害対策実施体制を整えてください。

防災や感染症対策では、聴覚障害者の存在を把握し、区職員や地域住民が円滑にコミュニケーションできる体制が必要です。防災訓練には事前申出がなくても手話通訳者を配置してください。さらに、防災バンダナやビブスを整備・配布し、聴覚障害者や支援者を識別しやすくしてください。災害時には音声情報が多く情報不足に陥りやすいため、文字情報など「情報バリアフリー」を徹底してください。安否確認や支援のため、当事者団体との連携体制を整え、専門ボランティアを受け入れ・派遣できる拠点を確保してください。

- ① 地域の防災訓練全てに手話通訳者を配置して、聴覚障害者が参加しやすくしてください。
- ② 緊急時に聴覚障害者が情報等の困難にならないように情報及びコミュニケーションが対応しやすくするために聴覚障害者・手話関係者向け防災バンダナ及び防災用ビブスを整備し、配布してください。
- ③ 夜間・暗所対応のための防災用手書き LED 蛍光サインボードを整備してください。
- ④ 当事者団体や手話関係者が災害時に活動できる拠点を確保してください。

【回答】

- ① 当事者団体と区民防災組織が合同で行う避難所開設訓練では、手話通訳者を派遣し、意思疎通をスムーズに行うための方法等を検証しています。合同訓練の成果を他の避難拠点にも紹介することで、実際の避難においても聴覚障害者の方を受入れしやすくなるよう取り組んでいます。全ての防災訓練に手話通訳者を配置することは、手話通訳者の人数に限りがあることから困難ですが、筆談ボードを活用するなど、円滑なコミュニケーションを図れるよう取り組んでいきます。
- ② 発災時に障害者や支援者が自身の状況や技能を周囲に知らせることができ、障害者と要支援者の速やかな支援につながるバンダナを令和8年度に導入します。
- ③ 聴覚に障害がある方への情報伝達については、筆談ボードを使用することとしています。
夜間・暗所対応については、投光器やLEDランタン等を使用することとしています。
- ④ 災害発生時、区との協定にもとづき、練馬区社会福祉協議会は「災害ボランティアセンター」を設置し、専門ボランティアの受入・派遣等を行っています。なお、2か所目の設置を検討しています。

【担当】 ①～④について 危機管理室 区民防災課 区民防災係 03-5984-2601

②のみ 福祉部 障害者施策推進課 管理係 03-5984-4598

④のみ 福祉部 管理課 地域福祉係 03-5984-2716

9. 練馬区内公共施設で「情報バリアフリー」による緊急時文字等情報の整備を行ってください。

災害に関する情報は音声情報が多いため、聴覚障害者は内容を把握しにくく、例えば、聴覚障害者だけが乗っているエレベーターで停止時、放送やマイクしか整備がなくて救助が遅れる恐れがあります。音声情報ばかりに頼らずに、視覚情報の整備を行ってください。

- ① フラッシュベル・お知らせランプ等、緊急時のお知らせを視覚で得られるようにしてください。(会議室、便所、ロビー、客席、カウンター、記載台、廊下、階段等)
- ② 公共施設内の館内放送(緊急放送含む)を施設内のどこにいても視覚情報で得られるようにしてください。
- ③ エレベーターにディスプレイ画面を設置し、外部とも手話で連絡がとれるようにしてください。

【回答】

- ①および② 緊急時の情報提供や区内公共施設での館内放送については、障害のある方等への配慮が必要です。効果や運用方法の課題、直近の他自治体の災害対応事例等を踏まえ検討を行います。

練馬区福祉のまちづくり推進条例では、緊急時の設備等の基準および配慮指針を設けています。公共施設の新築や改築、用途変更等の機会に合わせ、設計段階の事前協議による誘導を行っています。

- ③ 練馬区福祉のまちづくり推進条例では、外部と連絡がとれるように、エレベーターの中にカメラを設置、あるいは、エレベーターの出入口の戸にガラス窓を設置する基準を定めています。

公共施設の新築やエレベーターの更新をする際は、この基準にあわせて整備をしています。

なおディスプレイ画面の設置は、公共施設の新築や改築、用途変更等の機会に合わせ、設計段階の事前協議による誘導を行っています。

【担当】 建築・開発担当部 建築課 福祉のまちづくり係 03-5984-1649

10. 全ての公共施設の催しにおいてFAX番号・メールアドレスを区報に明確に載せて必要な情報保障を用意できるようにしてください。

- ① 公共施設全ての催しにおいて、FAX やメールアドレスで申込や問合せが出来るように区報に電話番号だけではなく、FAX番号・メールアドレスを記載してください。
- ② 区報に手話通訳と要約筆記を併記して、両方とも用意できるようにしてください。
- ③ 「障害者福祉のしおり」に区内公共施設全ての各担当部署(各係)の電話番号、FAX番号、メールアドレスの一覧表を載せてください。

【回答】

- ①および② 区報では、手話通訳や要約筆記を用意している催し等について、電話番号とともにFAX番号を併記しています。

- ③ 障害者福祉のしおりについては、主な相談窓口の情報をまとめた一覧の掲載を検討します。

【担当】 ①②について 区長室 広聴広報課 広報係 03-5984-2690

③について 福祉部 障害者施策推進課 管理係 03-5984-4598

11. 区の配布物の問い合わせ先はFAX番号及びメールアドレスを明記してください。

ワクチン接種後の問い合わせ先等、区の配布物の問い合わせ先はFAX番号及びメール

アドレスを聴覚障害者に対する文書に明記してください。電話番号だけでは体調不良時の問い合わせに支障をきたしたことがありました。

【回答】

区報については、手話通訳や要約筆記を用意している催し等について、電話番号とともにFAX番号を併記しています。

各部署で配布物等を作成する場合、職員向けのマニュアルを作成し、必要な情報保障を行うよう周知しています。今後も引き続き取り組んでいきます。

【担当】 福祉部 障害者施策推進課 事業計画係 03-5984-4602

12. コミュニケーション機器を区内施設に常備してください。

- ① 「Wi-Fi」を特に中村橋区民センターと光が丘区民センター等で、全ての部屋から接続できるようにしてください。
- ② 配備した区内施設はコミュニケーション支援機器『タブレット』を用意してありますのでお申し出てください等と掲示し、利用者に対してタブレット貸出のアナウンスをするようにしてください。
- ③ プロジェクターやOHC(オーバーヘッドカメラ)を区内施設に常備してください。

【回答】

- ① 中村橋区民センターの地域集会所会議室に貸出用モバイルWi-Fiを、心身障害者福祉センター活動室に常設のWi-Fiをそれぞれ整備しました。
今後の整備については、利用者数、区民ニーズ、障害者への合理的配慮等を踏まえながら、検討していきます。
- ② 遠隔手話通訳用のタブレット端末を設置している窓口では、遠隔手話通訳ができる旨のご案内を設置しています。
- ③ プロジェクターやOHCについては、心身障害者福祉センターで貸し出しており、施設外で利用する場合も相談に応じています。

【担当】 ①について 企画部 情報政策課 DX推進担当係 03-3825-0211

②について 福祉部 障害者サービス調整担当課 障害調整係 03-5984-1456

①および③について

福祉部 障害者サービス調整担当課 心身障害者福祉センター 03-5984-1496

※ 要望内容は要約しています。

1. 地域生活支援拠点等の整備を早急に進めてください。

「地域生活支援拠点等」は、障害者の重度化や高齢化、親亡き後に備え、緊急時対応や地域移行を支援する体制です。相談、緊急受け入れ、体験機会の提供、専門人材の確保、地域体制づくりの5つの機能を持ちます。練馬区では北町の「ゆめの園上宿ホーム」（令和3年開所）と石神井町福祉園跡地で整備が進んでいますが、区全体ではまだ不足しており、区の南側にも早急な整備が求められています。

【回答】

重度障害者グループホームにショートステイや相談機能等を付加した多機能型地域生活支援拠点の整備と併せ、障害者地域生活支援センターと大泉つつじ荘・しらゆり荘を中心とし、民間事業者と連携した面的な体制整備を強化していきます。令和7年度、次期障害者計画の策定に向けた基礎調査を実施しています。基礎調査の結果を踏まえ、新たな整備目標を検討します。

【担当】福祉部 障害者施策推進課 事業計画係 03-5984-4602
施設調整担当係 03-5984-1502

2. グループホームの整備

地域で障害者が安心して暮らせるよう、グループホーム（GH）の整備をさらに進める必要があります。特に用地確保が大きな課題であり、区有地や都有地の活用を促進してください。また、入所施設の新設を求める声が依然として多く寄せられていますが、その背景には重度知的障害者を受け入れるGHの不足があります。石神井町福祉園跡地に整備されるGHでは定員15名に対し希望者が87名と大きな乖離があり、重度障害者や強度行動障害者、医療ケア対応が可能なGHの増設・整備は不可欠です。早急な対応をお願いします。

【回答】

グループホームの整備費補助等により、設置を促進しています。

令和4年4月に民営化した大泉つつじ荘では、強度行動障害の方の受入れを行っています。

強度行動障害にも対応した重度障害者グループホームを、旧石神井町福祉園用地を活用し、令和8年に整備します。

引き続き、民間事業者による重度障害者グループホームの整備を支援していきます。

【担当】福祉部 障害者施策推進課 地域生活支援係 03-5984-1043
施設調整担当係 03-5984-1502

3. 所得に応じたグループホームの家賃助成

東京都では家賃が高額で、グループホーム（GH）利用者にとって大きな負担となり、利用を諦めるケースもあります。軽度知的障害者の主な収入は障害基礎年金や福祉手当、工賃などで、特に就労継続支援B型を利用する人は親の負担が増えています。さらに物価や光熱費の上昇で負担は一層重くなっています。こうした状況を踏まえ、各自の収入に応じた区独自の家賃助成加算を実施してください。杉並区では独自に月額 12,000 円の加算があります。

【回答】

グループホームの家賃助成は、都が本人の所得に応じて設定した基準をもとに実施しています。都内の家賃相場を勘案した助成額となるよう都に要望していきます。

【担当】福祉部 障害者サービス調整担当課 障害者給付係 03-5984-1021

4. 親亡き後もグループホームの利用を継続できるシステムを整えてください。

グループホームで暮らしていても、親が亡くなると退去せざるを得ない事例があります。障害者が地域で安心して暮らし続けるためには、親亡き後も利用を継続できる仕組みを整えることが必要です。

【回答】

ご家族亡き後のサービス利用継続に課題が生じた際は、障害福祉サービス事業者、相談支援専門員および区が連携して対応しています。

グループホームに対し、サービスの提供を継続するよう集団指導等を通じて働きかけるとともに、親なき後も安心して地域生活を続けられるよう、成年後見制度の利用促進に取り組めます。

【担当】福祉部 障害者施策推進課 地域生活支援係 03-5984-1043
施設調整担当係 03-5984-1502

5. グループホームに関する情報の提供をお願いします。

グループホームの利用を検討する人は多いものの、場所や空き状況、障害への対応、

男女別などの情報が不足しています。利用者目線で分かりやすい情報提供を行い、練馬区独自の情報ネットワークを構築してください。また、本人が体験利用をしなければ選択が難しいため、拠点機能の一つである「体験利用」を積極的に周知し、利用促進を図ってください。

【回答】

令和6年10月に改訂した障害者福祉のしおりでは、グループホームに関する掲載内容を充実し、半年ごとに最新情報に更新しています。また、東京都福祉保健財団が運営する東京福祉ナビゲーションのホームページでも、各グループホームの情報をご確認いただけます。情報ネットワークを新たに構築する考えはありません。

体験利用の周知も含めて区の窓口や相談支援事業所が引き続き丁寧にご相談に対応していきます。

【担当】 福祉部 障害者施策推進課 地域生活支援係 03-5984-1043
障害者サービス調整担当課 事業者支援係 03-5984-2825

6. 福祉園・福祉作業所の課題

- ① 福祉園の退所時間が15時30分と早いため、保護者が労働時間を短縮したり退職を余儀なくされています。利用時間の延長などの対策が必要です。
- ② B型事業所の利用者の中には作業能力があるものの、一人で通所できない人がいます。既に一部では生活介護も利用できる多機能型施設が整備されていますが、他の作業所でも対応できるよう早急な整備をお願いします。

【回答】

- ① 家族の介護負担の軽減や就労等を支援するため、区立福祉園等において、所定の利用時間後に、施設を活用した居場所の提供について検討します。

令和7年4月から、日中活動後の余暇活動を充実するため、移動支援の利便性を向上しています。

- ② 利用者の障害の重度化や高齢化に対応するため、大泉福祉作業所、北町福祉作業所および白百合福祉作業所では、民営化に合わせて、生活介護を開始しました。今後、かたくり福祉作業所の民営化にあたっては、生活介護の実施を検討します。

【担当】 福祉部 障害者施策推進課 地域生活支援係 03-5984-1043
施設調整担当係 03-5984-4519
就労支援係 03-5984-1387
障害者サービス調整担当課 障害者給付係 03-5984-1021

7. 計画相談支援について

親が急に病気で倒れた場合など、緊急の場合に対応する「クライシスプラン」を作成するよう、働きかけてください。

【回答】

地域自立支援協議会において、障害者の皆さんが緊急時、連絡先や障害の状況、生活上の配慮等を伝えられる資料の検討を進めています。

【担当】 福祉部 障害者施策推進課 事業計画係 03-5984-4602

8. 移動支援サービスについて

サービスの支給決定があっても、移動支援事業者のヘルパー不足により契約できず、利用できない人がいます。行き先が同じ場合にグループでヘルパーを利用できる仕組みを検討してください。また、同性介護のため男性ヘルパーの確保が課題です。人材育成センターで十分な研修を行い、人材確保と育成を進めてください。

【回答】

障害福祉サービス事業者連絡協議会等と連携し、就職セミナーや求職者と事業者との出会いの場を提供する就職相談会等を開催しています。令和7年度から資格取得のための研修受講料の助成対象を拡大し、より移動支援に従事しやすくしました。引き続き人材の確保に努めていきます。

共生社会の実現を目指して、令和4年4月に介護分野と障害福祉分野の研修センター事業を統合しました。障害福祉・介護分野を分け隔てなく、障害者の特性や対応方法について理解を深める研修を実施しています。引き続き、福祉サービス事業所の職員が障害理解を深め、支援力が向上できるよう取り組んでいきます。

なお、安全性の観点等で課題があるため、現時点でグループでのヘルパー利用を実施する考えはありません。

【担当】 福祉部 障害者サービス調整担当課 障害者給付係 03-5984-1021

事業者支援係 03-5984-2825

管理課 ひと・まちづくり推進係 03-5984-1296

9. 放課後等デイサービスについて

利用可能な時間や日数が足りない、との声が保護者からあります。対策をお願いします。長期休暇中の午前は無理なところがあり、対策をしてください。また、学童保育の障害者枠を増やすことをご検討ください。

【回答】

障害児通所支援事業所を整備する事業者に対し、利用可能な時間の拡大を要望している声があることを伝えます。

障害児通所支援は障害児の心身の状況等に応じ、必要な利用日数等を決定しています。利用日数等の増加については総合福祉事務所へご相談ください。

令和8年度に新設学童クラブと定員を見直した学童クラブ（3施設）で計12人障害児優先枠を増やします。区立学童クラブ全体で障害児優先受入れ枠は391人になります。

なお、児童館等併設学童クラブでは、引き続き障害児優先枠を超えて受入れを行います。

【担当】 福祉部 障害者サービス調整担当課 事業者支援係 03-5984-2825
こども家庭部 子育て支援課 特別支援担当係 03-5984-5827

10. 避難拠点で障害者を受け入れするために

障害特性に応じた合理的配慮等を周知するためのマニュアル作成をし、適切な支援が受けられるよう関係者への理解啓発をお願いします。また、地域の避難訓練等に障害者が積極的に参加できるような周知、合理的配慮をお願いします。

【回答】

避難拠点では、区民・事業者向けに作成した障害者とのコミュニケーションガイドブックを活用し、障害の特性や合理的配慮等の普及啓発を行っています。

障害者の避難拠点における受入れや避難拠点訓練等への参加促進のため、「避難拠点運営の手引き」において、災害時に配慮が必要な障害者等への支援方法等を紹介し、理解・啓発に取り組んでいます。

【担当】 福祉部 障害者施策推進課 事業計画係 03-5984-4602

11. 親なきあとについて

グループホームだけでなく、自宅に住み続けたい場合もあります。

本人の生活を地域で支えるシステムづくりをお願いします。また、成年後見制度については研修や講演会等、更に周知を図ってください。

【回答】

障害者地域生活支援センターと大泉つつじ荘・しらゆり荘等を中心とし、民間事業所と連携した地域生活支援拠点の整備を強化します。

また、権利擁護センターが実施する研修・講演会等で成年後見制度のさらなる周知啓発を図ります。

【担当】福祉部 管理課 地域福祉係 03-5984-2716
障害者施策推進課 事業計画係 03-5984-4602

12. ヘルプカード等障害者への理解推進について

ヘルプカードの意味を理解していない方も多く見かけます。ヘルプカードのみでなく、障害者への理解推進を図ってください。

【回答】

区民・事業者向けに障害者とのコミュニケーションガイドブックを作成し、ヘルプマークや障害者への合理的配慮について、理解促進を図るとともに、公共交通機関への要請や、学校・幼稚園等の希望に応じて開催している体験教室等においても、周知を図っています。

【担当】福祉部 障害者施策推進課 管理係 03-5984-4598

13. みどりバス保谷ルートについて

練馬特別支援学校や福祉施設、光が丘病院まで行かれる方が多く利用しています。登校時間帯の7時から8時台、および下校時刻の15時から17時台の増便と優先席の増席をお願いいたします。

【回答】

運転手不足などにより、路線バスやみどりバスの減便が生じており、増便することが困難です。区では、持続可能な交通へと再構築するため、新たな交通手段の導入等を検討し、令和8年度を目途に、従来の計画に代わる、新たな地域公共交通計画を策定します。

バス車両は、バス事業者が国の制度等を踏まえた仕様の車両を選定しています。優先席の増席について、バス事業者に働きかけていきます。

【担当】都市整備部 交通企画課 交通企画担当係 03-5984-1274

14. 障害に対する理解推進授業への助成

本会では知的障害者に対する理解推進授業(キャラバン隊)を行っています。申し出の

あった小中学校を数人で訪問し、体験を中心とした授業を行いますが、教材費や交通費等は全額本会が負担しております。区からの助成をお願いいたします。

【回答】

障害理解を促進するため、知的障害者理解推進授業活動は重要な取組と認識しています。活動への助成については、他事業の実施状況を踏まえ、検討していきます。

【担当】 福祉部 障害者施策推進課 事業計画係 03-5984-4602